

事務連絡（安-2021-31）
令和3年9月24日

（配布先）

支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長、副所長、統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店
安全環境部長

可搬式作業台の使用ルールの徹底について（再指示）

過日、他支店の医療保健施設新築作業所において、作業員が可搬式作業台の妻側から転落し、左足を骨折するという休業災害が発生しました。被災者は、2階梁（階高3,800mm、梁成700mm）のケレン・釘切り作業を行っていましたが、感知バーをセットしていない妻側で足を踏み外し、高さ1,800mmの作業床から飛び降りるように転落しました。（別紙1参照）

今年6月には、別の再開発建物新築工事において、片手に吹付けガンを持ってステップを降りようとして転落し、腕を骨折する休業災害も発生しています。（別紙2参照）関西支店においても同種災害が定期的に発生しています。

つきましては、同種災害の撲滅を図るため、「可搬式作業台の使用について」（別紙3）を再徹底するよう改めて指示します。

以 上

※この事務連絡は、事務連絡21-30（令和3年9月21日）安全環境本部発行に基づき作成しました

(転 落) 伸び馬で作業中、土工が足を踏み外して転落

◇ 発生日時： 2021年9月8日 (水) 午後2:45分頃

◇ 被災者： 土工 59 歳 (所属 1次) 経験 36年6ヶ月



端部の感知バーが設置しておらず、伸び馬の端部側で足を踏み外し高さ1800mmから、後ろ向きに飛び降りる形となり、左足を負傷した。

【発生状況】

1Fスラブ上で2階梁(階高3,800mm,梁成700mm)のケレン・釘切りの作業を、妻部の感知バーを設置していない可搬式作業台で行っていたところ、端部で足を踏み外し、高さ1,800mmから後ろ向きに飛び降りるように転落し、左足を骨折した。

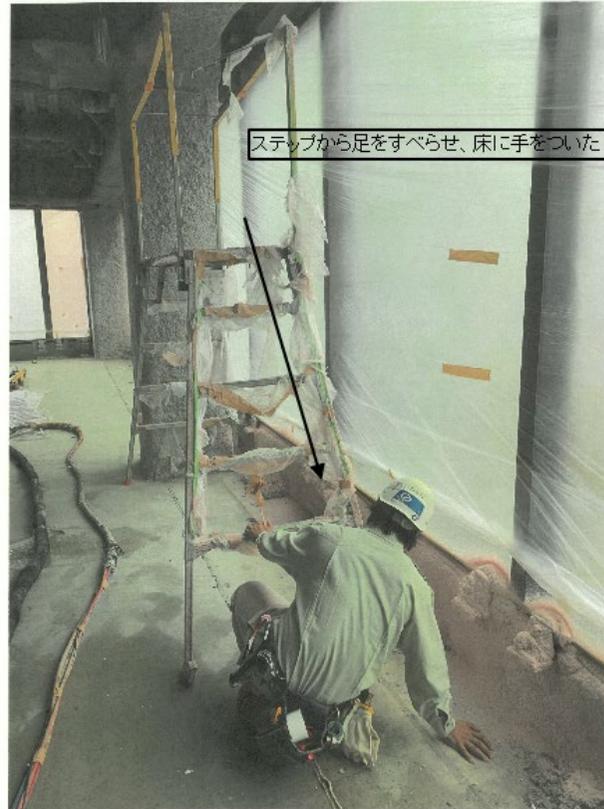
(左踵骨骨折 左足関節外果骨折)

(休業見込日数 30日)

(転 落) 可搬式作業台から降りる際に足を滑らせて転落

◇ 発生日時 : 2021年6月16日 (水) 午後4:00分頃

◇ 被災者 : 吹付工 40 歳 (所属 2次) 経験 10年10ヶ月



【発生状況】

可搬式作業台を使用して、外壁の断熱ウレタン吹付け作業を終了し、左手は手がかり棒を持ち、右手に吹付けガンを持った状態で降りようとした時に、ステップから足をすべらせ床に手をつき骨折した。

(右橈骨遠位端骨折, 右手第2CM関節脱臼の疑い 腰椎挫傷)

(休業見込日数 9日)

可搬式作業台の使用について

建築事業本部 安全環境部

2010.1.15制定
2012.3.21改訂

■構造・規格のルール

可搬式作業台は(1)～(3)を満たすものとする。

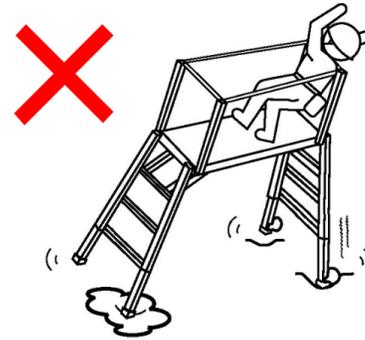
- (1) 天板幅は500mm以上とする。
- (2) 作業床高さ700mm以上の場合は、手掛り棒を4本設置する。
- (3) 作業床高さ1,200mm以上となるものを使用する場合は感知バー又は補助手摺を四方に設置する。

※取引業者持ち込みの可搬式作業台についても基準を満たすものとする。

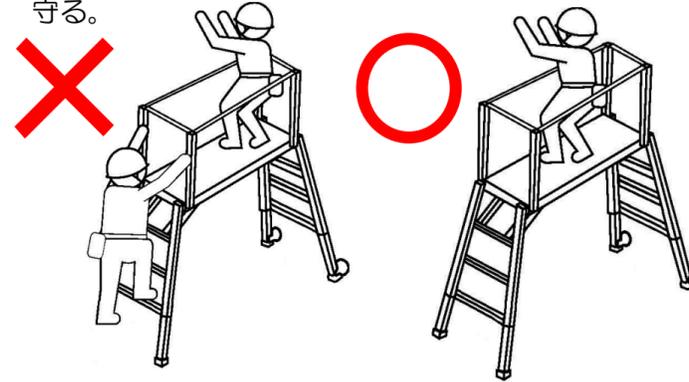
■使用時のルール

- (1) 始業点検にて不具合のある製品は使用せず、事務所に連絡すること。
(開閉ストッパーロックの確認・伸び足のストッパーロックの確認・手掛り棒ロックの確認、及び手掛り棒・ステップ及び伸び足に曲がり、ひび割れ等の確認を行う)
- (2) 不安定な場所に設置しない。(スリーブ等の開口、地山では足元沈下への対策を確実に行う)[図-①]
- (3) 昇降は手掛り棒を使い前向き(はしご昇降)で行う。(荷物を持って昇降しない。背を向けて降りない。飛び降りない。)[図-②]
- (4) 高さ1200mm以上となるものを使用する場合は感知バー又は補助手摺を四方設置する。(壁際作業も四方とする)高さ700mm以上の場合は、手掛り棒4本を設置する。
- (5) 2人以上乗らない。作業台が不安定になり、転倒・転落の恐れがある。また、積載荷重制限(150kg)を守る。[図-③]
- (6) 過大な重量物を扱う不安定な作業、身を乗り出す作業はしない。[図-④]
- (7) 強い水平力がかかる作業、反動・衝撃・解体作業等で転倒・転落の恐れのある作業では使用しない。やむをえず使用する場合は、作業所の許可制とし十分な対策を講じる。[図-⑤]
- (8) 上向き作業等、転落の恐れのある作業には別の強固な設備に安全帯を使用する。[図-⑥]
- (9) 感知バー・補助手摺は手摺ではない。そのため、安全帯をかけたり寄りかかったりしない。
- (10) 入り隅や壁際作業にはコーナースタージを使用する。(身を乗り出さない)[図-⑦]
- (11) 開口部廻り・吹抜床端部での作業は、安全帯の使用及び垂直又は水平養生設備等によるダブルセーフティーを実施する。[図-⑧]
- (12) 作業員の適正配置を行う。教育を受け、取扱いルールを実践できる者が使用するものとする。
- (13) 作業所は可搬式作業台の使用目的を把握し、上記ルールを順守させる。

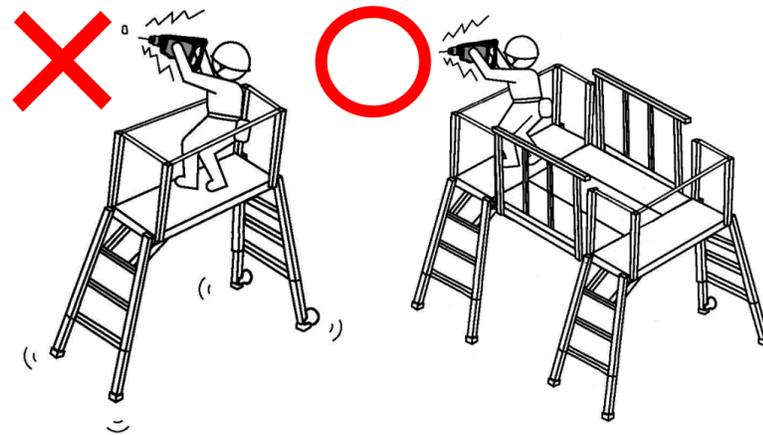
① 不安定な場所で使わない。(スリーブ等の開口、地山では足元沈下に注意)



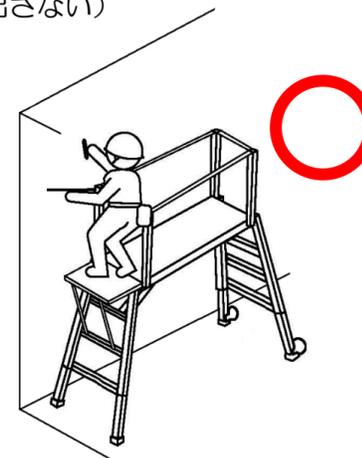
③ 2人以上乗らない。作業台が不安定になり、転倒・転落の恐れがある。また、積載荷重(150kg)を守る。



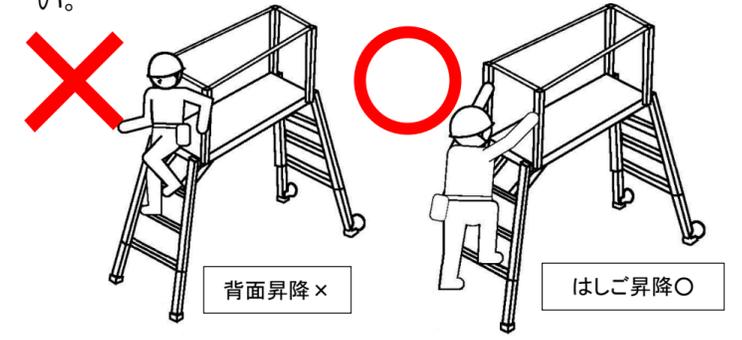
⑤ 強い水平力がかかる作業、反動・衝撃・解体作業等で転倒・転落の恐れのある作業では使用しない。



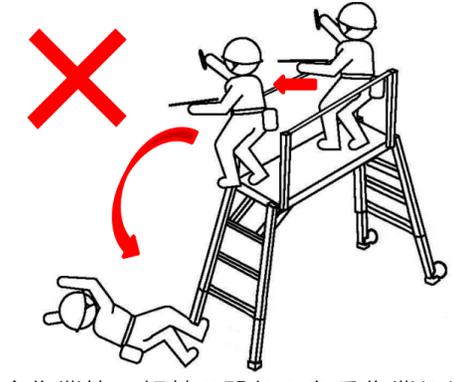
⑦ 入り隅や壁際作業にはコーナースタージを使用する。(身を乗り出さない)



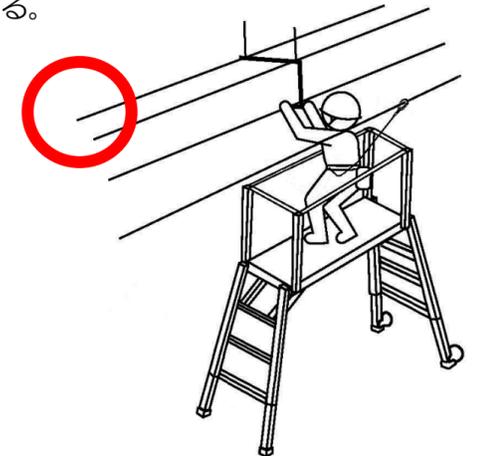
② 昇降は手掛り棒を使い前向きに行う。(荷物を持って昇降しない。背を向けて降りない。飛び降りない。)



④ 過大な重量作業、身を乗り出す作業はしない。また、必ず、妻側ストッパーを機能させる。



⑥ 上向き作業等、転落の恐れのある作業には安全帯を使用する。



⑧ 開口部廻り・吹抜床端部での作業は、安全帯の使用及び垂直又は水平養生設備等によるダブルセーフティーを実施する。

